

紀南環境広域施設組合規則第4号

紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年5月20日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成25年紀南環境広域施設組合規則第11号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第18号中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改める。

附則第2項を削る。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。